

平成31年 第4回

北見市第二農業委員会総会議事録

日 時	平成31年4月26日(金)
場 所	第二農業委員会会議室
	午後 6時00分 開会
	午後 6時20分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 報告第1号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 第 5 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

3 平成31年第4回北見市第二農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	菊池 広 君		
2	菅原 正信 君		
3	貝沼 輝美 君		
4	加藤 貴善 君		
5	中川 博光 君		
6	中野 彰裕 君		
7	樋渡 明 君		
8	水戸部正己 君		
9	山内 幹司 君		
10	麻島 秀喜 君		
11	内藤 貴之 君		
12	植松 正仁 君		
13	岡田真理子 君		
14	久世 和徳 君		
15	清井 俊幸 君		

	氏名	出席	欠席
16	清尾 雅人 君		
17	深尾 勇治 君		
18	森脇 幸喜 君		
19	越智 弘己 君		
20	東海林 晃 君		
21	伊藤 稔 君		
22	黒瀬 大雄 君		
23	長尾 正典 君		
24	畠山 政博 君		
25	森谷 裕美 君		
26	茂住 修二 君		
27	檜尾 英司 君		

出席 26 名
欠席 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武 田 嘉 憲 君
事務局 次長	宮 部 秀 明 君
農地 課長	市 山 恵 一 君
総務 係長	清 水 拓 君
分室 係長	川 村 一 哉 君
分室 係長	佐 野 朋 也 君
分室 係長	下 屋 勝 君

(3) 議 長 檜尾 英司 君
署名委員 17番 深尾 勇治 委員
署名委員 18番 森脇 幸喜 委員

事務局長
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、平成31年4回北見市第二農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしくお願いいいたします。

議長
(樫尾 英司君)

これより、平成31年第4回北見市第二農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、26名であります。21番 伊藤委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。

次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(樫尾 英司君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は17番 深尾委員、18番 森脇委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日かぎりにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日かぎりとして決定いたします。

次に、日程第3、『議案第1号 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページでございます。
議案第1号 「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」ご説明いたします。

農地利用最適化推進委員につきまして、農業委員会等に関する法律第17条第1項第2号に規定する政令で定める基準である同法施行規則第7条第1項各号のいずれにも該当するため、委嘱しないことについて適否の決定を求めるものであります。

政令に定める基準につきましては、農地の利用効率化及び高度化が相当程度図られている市町村であり、区域内の農地の遊休農地率が1%以下かつ、区域内の農地利用面積の集積率が70%以上であることとされております。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、『議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の2ページでございます。
議案第2号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。
今回の通知は、合意解約による通知が2件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。
なお、通知に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が1筆、「田」が1筆で合計面積は8,784㎡であります。
今回の案件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、事務局より一括してご説明いたします。
番号1番、所在及び地番は、端野町二区 現況地目は「畑」、面積は、1,774㎡です。賃貸人は、 さん。賃借人は、 さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年1月31日、引き渡しの時期は、平成31年1月31日です。契約の内容等は記載のとおりです。
番号2番、所在及び地番は、端野町二区 現況地目は「田」、面積は、7,010㎡です。賃貸人は、 さん。賃借人は、 さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年1月31日、引き渡しの時期は、平成31年1月31日です。契約の内容等は記載のとおりです。
以上でございます。

議長
(櫻尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5、『議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に

よる農用地利用集積の決定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の3ページから5ページでございます。
議案第3号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
今回、北見市長より付議された案件は、所有権売買が4件、所有権贈与が1件、使用貸借による権利が1件、賃借権が10件の合計16件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
なお、集積計画に係る地目及び面積は、5ページ欄外に記載のとおり、「田」が2筆、「畑」が36筆で合計面積は、438,164.62㎡であります。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

1番
(菊池 広君)

端野班に係る番号1番から9番についてご説明いたします。
番号1番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は696,000円、10a当たり39,900円となります。
番号2番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は80,000円、10a当たり37,800円となります。
番号3番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は1,650,000円、10a当たり187,900円となります。
番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は30,000円、10a当たり7,900円となります。
番号5番 権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は712,000円、10a当たり35,700円です。
番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は69,400円、10a当たり2,500円となります。
番号7番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は40,500円、10a当たり2,400円となります。
番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さん。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は161,500円、10a当たり4,800円となります。
番号9番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、
さん。権利の設定等を受ける者は、
さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は100,000円、10a当たり2,500円となります。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

つづきまして、留辺蘂班よりお願いいたします。

25番

留辺蘂班に係る案件、番号10番から16番についてご説明いたします。

(森谷 裕美君) 番号10番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。
権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は140,000円、10a当たり4,800円となります。

番号11番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。
権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は662,100円、10a当たり10,700円となります。

番号12番、権利は所有権贈与です。権利の設定等をする者は、 さん。
権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりです。

番号13番、権利は使用貸借による権利です。権利の設定等をする者は、 さん。
権利の設定等を受ける者は、 同住所 さんです。土地の表示以下については記載のとおりになります。

番号14番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。
権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は921,000円、10a当たり7,000円となります。

番号15番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。
権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は250,530円、10a当たり7,000円となります。

番号16番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、 さん。
権利の設定等を受ける者は、 さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は42,000円、10a当たり6,200円となります。

以上でございます。

議長 (櫻尾 英司君) 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただ今上程されております議案に対する質疑に入りますが、16番の案件については、委員が除斥の対象となりますので、まず、16番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

~~なしの声あり~~

議長 (櫻尾 英司君) なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、16番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

~~異議なしの声多数~~

議長 (櫻尾 英司君) 異議なしと認めます。

よって本案は、16番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは次に、16番の案件に対する質疑には入りませんので、委員は一時退席願います。

(委員、退席)

議長 (櫻尾 英司君) それでは、16番の案件に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

~~なしの声あり~~

議 長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～ 異議なしの声多数 ～

議 長
(櫻尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

(委員、着席)

議 長
(櫻尾 英司君)

次に、日程第 6、『報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の 6 ページでございます。
報告第 1 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明いたします。
今回の届出は、所有権（相続）が 2 件であります。
番号 1 番、所在及び地番は、端野町三区 「田」、面積は 11,297 ㎡
であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出
日は平成 31 年 4 月 1 日、受理通知日は平成 31 年 4 月 10 日です。
番号 2 番、所在及び地番は、留辺蘂町瑞穂 「畑」、面積は 12,886
㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届
出日は平成 31 年 3 月 12 日、受理通知日は平成 31 年 3 月 15 日です。
なお、届出に係る地目及び面積は、6 ページ欄外に記載のとおり、「田」が 1
筆、「畑」が 1 筆で、合計面積は 24,183 ㎡です。
また、これらの案件につきましては、北見市第二農業委員会事務局規程第 6
条に基づき事務局長が専決処理をいたしました。

議 長
(櫻尾 英司君)

以上でございます。
事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されてお
ります議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～ なしの声あり ～

議 長
(櫻尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、いずれも報告のとおり承認することといたします。

議 長
(櫻尾 英司君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。
それではこれにて、平成 31 年第 4 回北見市第二農業委員会総会を閉会いた
します。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

平成31年4月26日

議 長 檜 尾 英 司

署名委員 深 尾 勇 治

署名委員 森 脇 幸 喜